

本学教職課程の理念と教師教育開発センターの役割

(1) ESD の理念と本学教職課程のディプロマ・ポリシー

私たちは次世代に対して大きな責任を負っています。地球規模の環境破壊や資源保全の問題を先送りせず、持続可能な発展の可能性を切り拓きながら、いまの社会を次世代に受け渡して行かなければなりません。このためには地球規模の視野を持ち、自主的・協同的な課題解決のできる市民を育成することが必要です。「ESD (Education for Sustainable Development : 持続可能な発展のための教育)」とは、子どもたちをこのような困難な時代に立ち向かえる市民へと育むことをめざしています。

本学教職課程のディプロマ・ポリシー (DP : Diploma Policy) は次の通りです。

ESD の理念をもち、4つの力で構成される教育実践力を
バランスよく身につけた反省的で創造的な教員

ディプロマ・ポリシーとは、一般に「卒業認定・学位授与に関する方針」と訳されますが、ここでは「本学の教職課程がどのような教師を養成・輩出しようとしているかを、社会や学生の皆さんに宣言し、約束した目標」と受けとめてください。

ところで、「4つの力で構成される教育実践力」とは何でしょうか？

本学では、優れた実践的指導力をもつ教師となるために、次の4つの力をバランスよく身につけることが必要だと考えています。

- ①学習指導力 : 子どもの学習を指導する力量
- ②生徒指導力 : 子どもの生活を指導する力量
- ③コーディネート力 : 家庭、地域、同僚、様々な専門家と協働する力量
- ④マネジメント力 : 学校組織や自分自身を統制、改善し、計画する力量

4つの力は単一の力ではなく、また並列しているのでもありません。むしろ互いに関わり合い、影響し合うことで、教師の実践的指導力は形成されます。本学では学部1年次から4年次までを3つの期（教職への意欲向上期、学校教育理解期、教育実践力養成期）に分け、これらの力をバランス良く段階的に育むことをめざしています。

(2) 教師教育開発センターとは

教員養成をめぐる時代と社会の求めに応じて、本学は平成22年度に「教師教育開発センター」を創設しました。本学では、教育学部の他に7つの課程認定学部（文学部、経済学部、法学部、理学部、工学部、環境理工学部、農学部）で教員免許状を取得することができます。これらの専門学部に対して、本学の教育学部が培ってきた高度な教員養成教育を提供したいという思いから、教師教育開発センターは発足しました。

センターは主に教職課程の軸になる科目、すなわち「全学教職コア・カリキュラム」を

担っています。ここには1年次に取り組むプログラムの「母校訪問」や、2年次の「教職論」、3年次から4年次にかけて履修する「教育実習基礎研究」、また教職課程の総まとめとなる4年次後期の必修科目「教職実践演習」が含まれます。このほか、いわゆる「教職教養科目」や「教科教育法科目」は、教育学部の先生方が中心となり、皆さんのために開講してくださっています。

また教職への階段を着実にのぼれるよう、折々に必要な課題を示した「教職実践ポートフォリオ」という自己評価ツールも、教育学部とセンターとで共同開発しています。優れた資質と実践力を備えた教師となるために、この4年間で何を学べば良いか、また、そこへ向かって歩みを進めるために必要な課題は何か、このような自己課題の発見と解決への手がかりを、「教職実践ポートフォリオ」で見出してください。

教師教育開発センターは、皆さんの教員免許状取得を支援するだけの機関ではありません。志はもっと高いところにあります。すなわち、本学教職課程のディプロマ・ポリシーに基づいて、より優れた研究的実践力をもつ中学校・高等学校の先生を育てること、また、優れた教師としてありつけられる人材を、本学から全国に輩出することをめざしています。教員免許状の取得や教職をめざす学生たちが、学部の枠を超えてつながる「場」としての役割を果たしたい。これが教師教育開発センターの願いです。

(3) 専門学部で教師をめざすということ

教育学部以外の専門学部に所属しながら教員免許状の取得をめざすことは、いわば「 α (プラスアルファ)」の負荷を自らに課すことを意味します。なぜなら、所属する学部の卒業要件に加え、教員免許状を取得するのに必要な科目（教職課程の科目）を履修し、その単位を修得しなければならないからです。しかし、このことはそのまま皆さんの強みです。なぜなら皆さんは、取得しようとする教員免許状の教科を成り立たせている学問を、他の誰よりも深く究めようとしているからです。学問に関する深い知識と経験は、あなたが教師として子どもたちと出会うとき、強い自信を与えてくれることでしょう。深い専門知識を身につけることで、その教科の豊かさ、面白さを生徒たちに伝えられる教師をめざしてください。

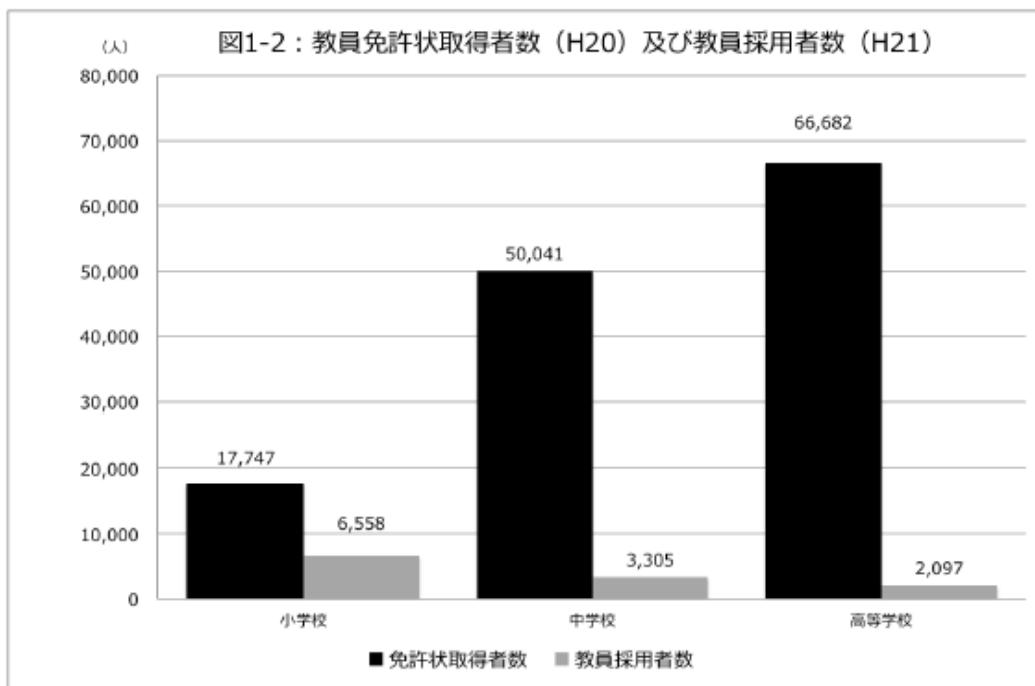
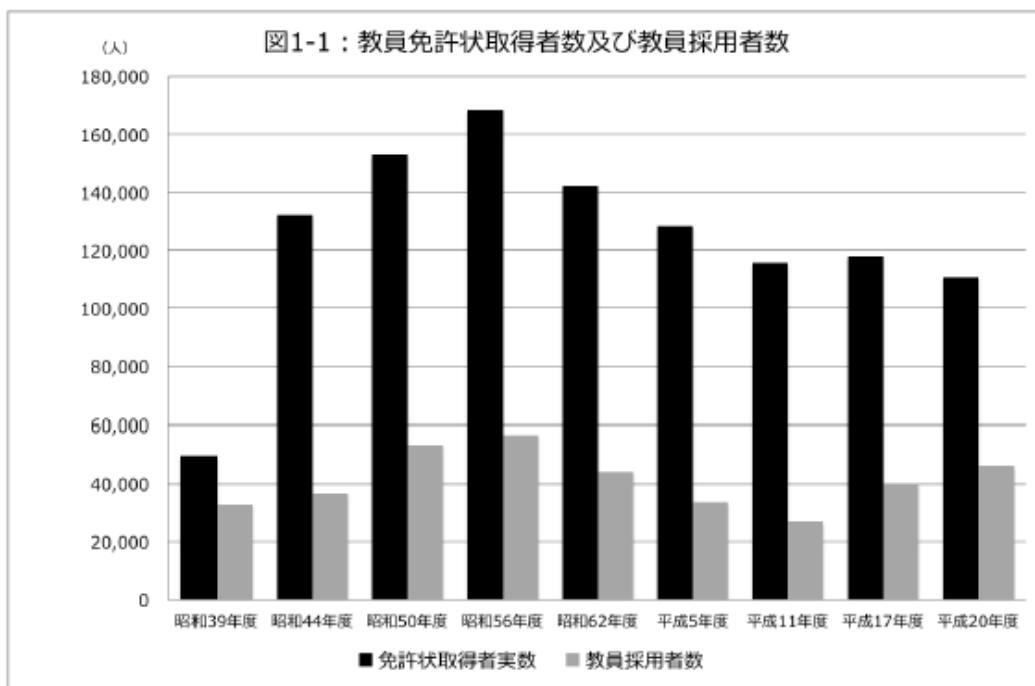
なお、本学で取得できる教員免許状の詳細は所属する学部の「学生便覧」を参考にしてください。皆さんのが取得できるのは、中学校ならびに高等学校の教員免許状です。法学部、経済学部、工学部、そして環境理工学部（環境デザイン工学科、環境管理工学科、環境物質工学科）、ならびに農学部では、高等学校の教員免許状が取得できます。文学部、理学部ならびに環境理工学部（環境数理学科）では、中学校及び高等学校の教員免許状が取得できます（いずれかひとつの校種のみに絞ることも可能です）。

(4) よりいっそうの「質保証」が求められる時代

皆さんは、平成22年度に改訂された新しい教員免許制度のもとで教職課程を履修しています。この改訂は、取得を希望する教員免許状にふさわしい質を備えているかどうかを厳格に問うことを求めています。

図1-1は全国で教員免許状を取得した人と、実際に教師として採用された人の実数を示したもので、近年では、教員免許状を取得した人のうち、約3割程度しか教職に就いて

いないことが判ります。いっぽう、図1-2は平成20年度の教員免許取得者数と平成21年度の新規学卒者の教員採用者数を校種別に示したものです。中学校と高等学校では、教員免許状の取得者数に比べ、実際に教職に就いた人が極端に少ないことが判ります。つまり、実際には教職に就かない人のために、大量の教員免許状が発行されていたことになります。



中教審答申『教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について』平成24年8月28日より作成した。「免許状取得者数」は各年度に課程認定大学を卒業し、教員免許状を取得した者の数。「教員採用者数」は国・公・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校で教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭として授与年度の翌年度に採用された者の数を示す。

もとより、教職には就かなくても、教育に対して深い知識と見識をもち、学校教育に理解のある社会人として巣立つならば、その意義は社会にとっても非常に大きいと言えるでしょう。しかし、「在学中に取れる資格は取っておきたい」とか「将来の保険のために教員免許を取得しておきたい」という動機だけで教職課程を履修できる時代は、すでに終わっていると考えてください。

教員免許状を取得するためには、4年次後期に「教職実践演習」を履修することが必要です。この「教職実践演習」とは、平成22年度の教育職員免許法改訂によって設置された科目です。取得を希望する教員免許状にふさわしい資質力量を、あなた自身が間違いなく備えたかどうかを確認する科目が「教職実践演習」です。

本学では、このような改訂の趣旨を踏まえ、皆さんに質の高い教職課程を提供し、「優れた研究的実践力をもつ中学校・高等学校の教員」を社会に送りだすことをめざしています。皆さんも、教職に対する真摯な気持ちを大切に、常に自己を高める努力をして頂きたいと願っています。

■ ■ ■ 教員免許状には有効期限があります ■ ■ ■

教育職員免許法の改正に伴い、教員免許状には有効期限があり、法律が義務付ける教員免許状更新講習を受講しなければ、失効することになっています。この教員免許更新制とは、その折々の時代と社会のなかで教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りをもって教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることをめざすものです。

【有効期限と失効・再交付について】

- 教員免許状の有効期間は10年です。
- 有効期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までに教員免許状更新講習を修了していなければ、免許状は失効します。

例：有効期限が平成31年3月31日の場合は、平成29年2月1日から平成31年1月31日までに教員免許状更新講習を修了し、かつ、教育委員会への更新手続きを完了しなければなりません。

- 卒業後、教職に就かなかった方（いわゆるペーパー・ティーチャー）は、教員免許状更新講習を受講できませんから、必ず一旦失効します。
- 失効後、仮にあなたが教員採用試験を受験し、合格した場合、あるいは臨時の任用者として採用される場合は、就任時までに更新講習を修了し、免許状の再交付を受けることになります。
- 更新講習を受講できるのは次の方です。
 - ①現職教員（臨時の任用者を含む。）
 - ②実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
 - ③教育長、指導主任、社会教育主任、その他教育委員会において学校教育または社会教育に関する指導等を行う者
 - ④教員採用内定者（臨時の任用予定者を含む。）
 - ⑤過去に教員として勤務した経験のある者
 - ⑥認定子ども園または幼稚園も設置している者が設置する保育所などで勤務している場合に限り、幼稚園教諭免許状を有している保育士

【教員免許状更新講習とは？】

- 大学などが文部科学大臣の認定を受けて開設するものです。各自の都合に合わせて、出身大学以外でも受講することができます。
- 講習時間は30時間です。その内訳は「①教育の最新事情に関する事項（12時間以上）」「②教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項（18時間）」です。1日に6時間分の講習を受講しても5日間かかります。